

食品安全委員会第7回会合議事録

1．日時 平成15年8月21日(木) 14:00～15:52

2．場所 委員会大会議室

3．議事

(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取の取り扱いについて

(2) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

(厚生労働省からの説明)

(3) リスクコミュニケーションについて

(4) その他

4．出席者

(委員)

寺田委員長、小泉委員、坂本委員、寺尾委員、中村委員、本間委員、見上委員

(事務局)

梅津事務局長、岩淵総務課長、村上評価課長、藤本勧告広報課長、

杉浦情報・緊急時対応課長、西郷リスクコミュニケーション官、宮寄評価調整官

(説明者)

厚生労働省：尾形新開発食品保健対策室長

5．配布資料

・資料1 委員会の意見の聴取に関する案件の審議会等における審議状況等

・資料2 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて(照会)

・資料3 特定保健用食品について

・資料4 第6回委員会におけるリスクコミュニケーション関連議論の論点整理

寺田委員長 それでは、ただいまから「食品安全委員会」の第7回の会合を開催いたします。本日は7名の委員の方、全員出席でございます。

それでは、本日の会議全体のスケジュールにつきまして、お手元でございます食品安全委員会第7回会合議事次第がございますので、ごらんいただきたいと思っております。

続きまして、お手元の資料の確認をしたいと思います。

まず、資料1が「委員会の意見の聴取に関する案件の審議会等における審議状況等」についてでございます。

資料2が「食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）」でございます。

資料3が「特定保健用食品について」。

資料4が「第6回委員会におけるリスクコミュニケーション関連議論の論点整理」でございます。

不足の資料等何かありますか。そろっていますね。

それでは、議題に入らせていただきます。議題の1「食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取の取り扱いについて」でございます。これにつきまして、事務局の方から説明をお願いいたします。

村上評価課長 それでは、資料1につきまして、御説明をさせていただきます。

資料1は2枚から成っております。最初のページに掲げられておりますのが、現在、当委員会に厚生労働省から審議の依頼があって、まだ未決というか、この委員会においての御結論をいただいているものではないものでございます。

次のページに6つカラムがございますけれども、これにつきましては、今までの食品安全委員会において御議論いただきまして、健康影響評価が終了して、その結果を既に厚生労働省宛てに御回答させていただいているものでございます。

1ページ目の内容について少し御説明させていただきますと、現在までにここに書いてございます案件が委員会において御審議をしていただきたいということで依頼を受けているわけですが、そのうち右側のカラムの「答申」というところがございますが、ここに打っておりますものは、既に厚生労働省における医薬・食品衛生審議会において既に答申が出ているものでございます。

右から2番目の「部会報告」というところに が打っております5つの項目につきましては、その括弧内の日付で、先ほどの審議会の下部の組織でございます部会において御議論が既に終わって、部会の報告という形でとりまとめが既にされている。厚生労働省にお

ける審議会の部会において報告がとりまとめられているというものでございます。

1番右側のコラム「その他」のところに が打ってございますのは、厚生労働省において議論がまだ完全に終わっていない。着手はしたけれども、終わっていないというものと、それから、全く新しくこれから議論をするということで、まず最初にこちらの「食品安全委員会」に御意見を聞きたいという手続をされているものでございます。

以上、資料1について、簡単でございますが、御説明をさせていただきました。

寺田委員長 何か今の説明につきまして、御質問等ございますか。

一番下の欄の特定保健用食品のところに答申ということは、審議会で答申が済んでしまったということですね。4月3日と6月27日に答申が出ているんだけど、こちらでもう一度審議するわけですか。

村上評価課長 このものについて、行政的な処理が7月1日以前に終わっていないものですから、それ以降に特定保健用食品として新たに認められるものについては、あらかじめ食品安全委員会の意見を聴かなくてはならないということになっておりますので、一応答申は厚生労働省の審議会としては答申が得られておりますけれども、食品安全委員会の意見を聴かなくてはならないということになったので、改めてこちらに御意見をお伺いするために手続が行われているということだと思います。

寺田委員長 ほかにございますか。これは詰めてきていますけれども、この間ちょっと事務局の方にも調べてもらいましたら、こういう申請があったものとか、審査をしたものは10年間で2,000件くらい出てきて、年間200くらいある。それはここで科学的な評価を、言葉は悪いですけども、業務として必ずここで評価をやらなくてはならないということを経験の先生方よく認識して頂きたいということです。そういう法律上というか、とにかく評価はここでやるということになっておりますから、多くの場合、企業の方とかが新しく申請したものです。その場合の窓口は厚生労働省、あるいは農水省で受けて、その評価の部分を私どもに持ってきて、ここで評価をしたのがそれぞれの省庁に帰って、管理、運営のことをやっていくという、御存じのことだと思いますが、数を知ると、かなり多いなということです。いろんなものがありますから、全部ならして非常に新しいものはそれほどございませぬけれども。

それでは、今、説明がございました資料1の中で、前回の委員会でも少し議論をいたしました。関係省庁からの説明を受けた遺伝子組換え食品、動物用医薬品及び飼料添加物につきましては、これまでに審議会での議論が行われていないものでございますから、当委員会に専門調査会を設置した上で、まず専門調査会で議論をしたいというふうに考えま

すが、よろしゅうございましょうか。

この中で上から6つ目の「伝達性海綿状脳症に関する牛のせき柱を含む食品等の安全性確保」、この取り扱いにつきましては、その内容にかんがみまして、まず専門調査会においての検討を最初に始めたいということにしたいと思いますが、よろしゅうございませうか。

(「異義なし」と声あり)

寺田委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

本間委員 今のお話ですと、年間に200件が出てくるんですが、我々の方で審査する順序性、これは到着順というふうな、今、専門委員会は立ち上がっておりませんが、将来これは順序性というのはどんなふうになるのでしょうか。

寺田委員長 私も委員の先生方の御意見を聞かなくちゃいけないんですけど、当然プライオリティーは非常に重要なもの、あるいは緊急性を要するものをトップに持ってくるわけですけども、それ以外のところの順番は、やはり来た順しかしようがないんじゃないでしょうか。それから、専門委員会がどういうふうな状態で動いているか。専門委員会でオーバーフローするようであれば、ということもありませうし、大体受付順になるんじゃないかと思いますが、事務的にはどうでしょう。

村上評価課長 おっしゃるとおり、受付順で処理をすることになると思います。ただ、今までの状況を見ても、委員会に御審議を依頼されて、手続上はそうになっておりますけれども、今、資料1に書いてありますような案件の中では、まだ、パブリック・コメントが終わっていないとか、その他の要因でプライオリティーが低くなるようなものもございまして、そういうことも勘案しながら、基本的には来た順です。

ただ、パブリック・コメント等の公開手続が終わってないものについては、それが終わってから後、なるだけ早くという形で処理をされるのではないかと考えております。

寺田委員長 経過措置の場合はパブリック・コメントを待ってからということが出てきますけれども、まささらで来た場合には、ここでやった後パブリック・コメントに行くわけですね。ですから、最初の選択のところにはパブリック・コメントの順番というのはこないと思うんですけども、多分ルールとしては受付順になるんじゃないでしょうかね。ほかにやり方ありますか。

本間委員 確認だけです。

寺田委員長 ほかに何か御意見ございませうか。

それでは、そのようにさせていただきます、次に農林水産大臣から紹介のありました

動物用医薬品等に関しまして、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当する場合について、議論をいたしたいと思えます。まず事務局の方から説明をお願いいたします。

村上評価課長 それでは、資料2に基づきまして、御説明をさせていただきます。

資料2のページ目が農林水産大臣から当委員会の委員長宛てに出されました健康影響評価を行うことが明らかに必要でない場合について、このように解してよいかという文書でございます。

一番最後のページをごらんいただきたいと思えます。ここには食品安全基本法の抜粋が書いてございます。法律の文言でございますので、大変わかりにくいんですけども、御勘弁願ひまして、これに基づきまして御説明をさせていただきたいと思えます。

下の段落「第三章 食品安全委員会」から始まる段落がございますが、その二十四条に關係各大臣、これは農林水産大臣である場合もありますし、厚生労働大臣である場合もあるわけですが、このような關係各大臣は、次に掲げる場合には、委員会の意見を聞かなければならないとされております。

ただし書きはまた後で御説明いたしますが、その八に薬事法第十四条第一項に基づいて、動物のために使用されることが目的とされている医薬品等々についての承認をしようとする場合は、委員会の意見を聞かなければならないということになっているわけでございます。

その下の方にいきますと、動物用医薬品等について、再審査を行おうとするとき、更に4行ばかり下にいきますと、動物用医薬品についての再評価を行おうとするとき、これらのときは、同じように委員会の意見を聞かなくてはならないという規定になっているわけでございます。

ここで再審査と再評価につきまして、少し御説明をさせていただきますけれども、再審査というのは、最初に医薬品が承認された後、一般的には6年の再審査期間が設定されておりまして、その再審査期間内に追加の情報を収集して、再度医薬品の安全性、有効性についてチェックをするという制度でございます。

再評価という制度は、これは次元的な再審査という制度とは異なりまして、規制当局側が再評価をすべきだという判断をした場合に、その承認を持っている会社に対して再評価資料の提出、その資料の中には改めて実験をやってその結果を出せということを要求する場合もございますし、既存の資料を集めて提出しろという場合もありますけれども、何しろ再評価を規制当局側が求めて、提出された資料に基づいてそのものの有効性、安全性を

再評価をするという制度でございます。

そのいずれの場合にも、それを行おうとする場合には、委員会の意見を聞かなければならないとされているわけであります。

二十四条の2行目のただし書き、アンダーラインが引いてございますけれども、「ただし、委員会が第十一条第一項第一号に該当すると認める場合」は「この限りでない」。聞かなくてもいいという条文になっているわけであります。

十一条第一項第一号というのは何なのかということになりますが、それがこのページの上段に書いてございます、食品健康影響評価の実施というところに書かれている条文でございます。ここに書いてございますのは、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、研究影響評価を施策ごとに行わなくてはならないというふうにされているわけですが、ここにも「ただし、次に掲げる場合は、この限りでない」とされておりまして、その一に、これはアンダーラインがしてございますけれども、「当該施策の内容からみて食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき」。ですから、評価の結果が明らかなので、それを改めてやる必要はない。あるいは健康影響評価を行うまでもなく、食品の安全性とは関係しないというような、行うことが明らかに必要でないときには、この限りでないとされているところであります。

今回の農林水産大臣からの照会は、この必要でないときに、農林水産省さんが御指摘になったケースについては、この必要のないときに当たるのではないかということについて委員会の御意見をお伺いしたいということになっているわけでございます。

2ページの表をごらんください。1ページ目に書いてございます農林水産大臣からの照会事項につきましては、その表の一番左側のカラムに転記してございます。真ん中の事例というところは、もう少しブレイク・ダウンをして、具体的にどのような場合が想定されるのかということを私ども事務局の側で、いろいろと農林水産省さんとお話をして、事例を挙げたものでございます。

大きく2つございますけれども、「1 用法等から明らかに健康影響評価が必要でないもの」。この中の1) 動物用医薬品であって、犬、猫のみを対象とするもの。これは非食用動物である犬、猫のみに使われるような医薬品について承認、あるいは再審査、または再評価を行う場合は、これは健康影響評価が必要ではないのではないかと御趣旨のお尋ねでございます。

2) は体外診断薬、これは動物から血液を採りまして、その血液の生物科学的な検査を行うときに、その血液に混ぜて診断のために用いられるような薬の承認、再審査、または

再評価というケースでございます。このような場合も、一度体外に採り出した体液、血液等の検査が終わってしまいますと、そのものは動物の体内に戻されるわけではございませんで、体外診断薬として用いられた薬自体は動物の体内に入ることにはないということになりますので、このものも必要がないのではないかというお尋ねでございます。

2でございますが、これは既に承認されている医薬品と成分が同等である場合には、新たに健康影響評価を行う必要はないんじゃないか。同じ成分で同じように使われる薬であれば必要ないんじゃないかという大きな趣旨でございます。そのうちの1)につきましては、既に承認されている動物用医薬品と有効成分、それから効能及び用量、これらが変わらない動物用医薬品、これはいわゆるゾロ薬と言われるものですが、既承認のものとはメーカーだけ違う。あるいは製品名が違うというものでございます。

2) 既承認動物用医薬品から、用量のみを減じた動物用医薬品の承認を行う場合ということで、事例のところに書いてございますように、例えば抗生物質製剤で投与量を減じて、同等の効果が得られるということがわかったために、用量を減じたものが承認をされるというケースもございますので、そのような場合には、過去の承認内容よりも医薬品が使われた結果として、食品の中に医薬品が混入してくる可能性は更に低いと考えられますので、これも要らないのではないかということでございます。

3)でございますが、これは既承認動物用医薬品から効能のみを変更した承認を行う場合ということでありまして、これは例えば抗生物質製剤で牛の肺炎についての効能が既にあったものにつきまして、腸炎等その他の疾病について効能の追加をするという場合でございます。

これは効能のみを変更した場合ということでありまして、その他の処方はずべて変わりませんものから、動物の体内に残留する可能性、その他のファクターはすべて同じということを考えれば、このものについても健康影響評価を改めて行う必要はないのではないかというお尋ねでございます。

4)でございますが、これは動物体に直接適用しない動物用殺虫剤であって、有効成分が既承認の動物用医薬品と変更ないものと。これは事例の方で御説明をした方がよろしいかと思っておりますけれども、既に畜体にふりかける用法で承認が与えられているような殺虫剤があったといたします。その殺虫剤と全く同じ成分を用い畜舎内に散布するような製剤を新たに承認をする場合。これは畜体にふりかけた場合で、既に健康影響評価が終わっているとすれば、畜舎内に使用する場合に、改めて評価をする必要はないのではないかという御趣旨だと思います。

もう一つの事例がありまして、既承認の液状タイプの殺虫剤を粉剤タイプの殺虫剤としても承認する場合でありまして、これは同じような使い方をされるものですから、同じように畜舎内に使用するものであれば、特に改めて評価をする必要はないのではないかといいお尋ねでございます。

5) は、先ほど申し上げました再審査を行う場合であって、申請者から安全性に関する新たな知見が報告されていないときは、必要ないのではないかといいお尋ねでございます。

6) は、再評価を行う場合であって、評価の対象が有効性に限られて、安全性に関する事項についてはないという場合はどうかといいお尋ねでございます。

5) と6) につきましては、念のためにどの程度の案件があるのかということをお尋ねしたところ、再審査については19件の再審査の審査が行われておりまして、そのうち安全性に関する知見が報告されていないものが15件あったということでありました。

それから、6) については、平成10年から平成14年の5年間ににつきまして、7件再評価が行われておりますけれども、その中には安全性に関する事項でないときは0件であったということございました。

以上、簡単でございますが御説明をさせていただきました。

寺田委員長 どうもありがとうございました。では、ただいまの説明につきまして、何か御意見、あるいは御質問ございますでしょうか。

どうぞ。

寺尾委員 これは1、2と分かれておりまして、1の方はこれで結構だと思っておりますけれども、2の方が6項目ございまして、5と6の再審査、再評価なんですけれども、このところをちょっと慎重にした方がよろしいんじゃないかと思えます。というのは、医薬品の承認時についていろいろデータというのは、かなり限られた例数で、数も余り多くないですし、多分使い方もかなり限られた使い方をしていっていると思っておりますけれども、その後市販されてから一遍に非常に広く使われるわけで、ですからそういうときわかってくることというのは、再審査、あるいは再評価に出てくるということが非常に多いと思えます。ですから、この分は申請者から安全性に係る新しい知見が報告されていないとかいろいろ書いてございますけれども、このところは農水の方にすべて任せてしまうということではなくて、やはりこの委員会としても慎重に見た方がよろしいんじゃないかと思えます。

ですから、ここはこれからどのぐらいどうするかというのはあると思えますけれども、これはやはり食品安全委員会もある程度慎重にしばらく見ていく必要があるのではないかと思いますので、これをこのまま認めてしまわない方がよろしいんじゃないかというの

私の意見でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの御意見、2の下の5)と6)に関しては、これを認めないというんじゃないけれども、様子をもう少し見た方がいいんじゃないかということなんです、いかがでございましょうか。

どうぞ。

見上委員 私も寺尾委員と同じような考えを持ってしまして、しばらく様子を見れば大体わかってくると思いますので、慎重を期するという意味で、このまま全部、2の1)~4)まではお認めして、5)、6)は様子を見るというふうにしたらいと思います。

寺田委員長 どうもありがとうございました。ここで認めてしまえば、前に聞いた話なんですけれども、このまま再審査を行う場合も、再評価を行う場合も、こちらの安全性のチェックなしに、勿論信用しますけれども、農水省さんだけで行うということがずっと続くわけですね。

村上評価課長 ずっと続くと申しますか、当委員会において違った結論をお出しにならない限りは、そのままということになりまして、ここでもしよろしいということになれば、この1と2の1)~6)に適合する案件については、こちらにはこないということになってしまいます。

寺田委員長 わかりました。それでは、よろしいですね。当然のことながら信用しないとか、何とかではなくて、向こうの方がずっと経験もございませうしあれなんです、やはりここで1回、安全委員会ができたものですし、再審査・再評価というところにも、安全性に関しましては目を配って様子を見てみると、そういう意味での様子を見てみるということによろしゅうございませうか。

どうぞ。

小泉委員 私も5番については、お二人の委員と同じ意見なんです、もう一つは2の3番なんです、いわゆる効能のみを変更した場合というのは、その動物にとっては効能がある部分で違うところにも効くということになりますと、抗生物質などは問題ないと思うんですが、例えばホルモン剤とか代謝機能促進剤といったものは、新たに効能が見られるという場合には、ほかの作用機序もあるのではないかと推測されますので、今までのように人にとって従来の安全性試験、そういったもので確認しただけでは、ちょっとこの評価だけではわかりにくいんじゃないかと思っておりますので、慎重に農水省の方で対応していただきたいと思っております。

寺田委員長 これは、ホルモンとか、代謝促進剤とか、今まで違うような効果が出てき

たので、その効果を使って動物の病気の治療とか予防に使うということだから、新しい作用が出てきたということが前提になっているかも知れないということですか。

小泉委員 例えば、すい臓だけに効いていたら、今度は違うほかの甲状腺とは言いませんが、ほかに効くという場合がありますね。そうすると、また代謝機能とか作用機序が変わるんじゃないかと思うんです。そのもの自体の薬剤の。

今まではすい臓だけを検討していたと。ところが、ほかにも効くということになれば、いわゆる代謝過程とか、作用機序とかが違う場合もあると、そういうのが見つかる場合もあるのではないかと。今、具体的な薬物は見当たらないんですけれども。

寺田委員長 私ちょっと理解してないかも知れませんが、同じAという薬をやっておって、それは一応抗生物質で肺炎に効くといっていたのが、いや実はAというのはすい臓の何かに効きますよということがわかった。ということは、それまでAを承認していたときの効能とは違った新しいAという薬に関する作用が見つかったということになるのではないかということですか。

どうぞ。

村上評価課長 この3)の御説明が不十分であったのかもしれませんが、このケースというのは、抗生物質が例みたいになっておりますけれども、用法・用量が全く同じで、効能だけが追加された場合のことを考えておきまして、食用に供される動物という、食品としての動物という観点で見ますと、変な言い方ですが、食品になる動物という観点で見ますと、同じ用量の薬剤が投与されているという状況は、効能のいかにかわらず、食品中への移行量という意味においては同じなんです。ですから、農林水産省さんとしては、そのような場合には食品という観点からの健康影響評価については、改めて行う必要はないんじゃないかと。全く同じ使い方、全く同じ用量で使うのであれば、その必要はないんじゃないかと。用途が多少付け加わったとしてもですね。というお考えだろうというふうに理解をしております。

寺田委員長 多分、大部分の場合そうだと思うんです。だけど、新しい効能が見つかったということは、新しい薬理作用が見つかったのではないかとということで、例えばその新しい薬理作用が動物の中で新しいホルモンを産生するような、可能性としては少ないですよ。そういうことがあるので、新しい効能があったということの前提に、新しい作用がその薬に関して見つかったから、だから食べものとしても、例えばあり得ないことですが、ペプチド、ホルモンが出るとか、そういうことが見つかったということで新しい効果を加えたのではないかと、そういうことではないんですか。

小泉委員 やはり動物と人と違う場合がありますので、特にホルモンとか代謝機能促進剤なんかは違う場合があるんじゃないかと思います。

寺田委員長 だから、余分なホルモンが残ったために、今まで考えてないようなサイトカインとかホルモンが残って、例えばの話ですよ、それで、いろいろと安全性について検討しなければいけないんじゃないかというような御意見なんです。

村上評価課長 よくわかりました。3)の一番右側の備考の欄に書いてございますが、この点については御説明をいたしませんでしたけれども、農林水産省さんとしては、効能のみを変更したという言葉の定義を非常に厳格にお考えのようでありまして、今おっしゃられたような、全く新たな薬理作用があって、それによって全く新しい効能が追加されるような場合は、この3)には該当しないと考えるというお答えを得ておりますので、これが先生のお尋ねに対するお答えになろうかと思います。

寺田委員長 よろしいですね。

小泉委員 はい。

寺田委員長 どうもありがとうございました。ほかにございますでしょうか。

そうしますと、皆さんの御意見をお伺いして、動物用医薬品等に関しまして、食品安全基本法の第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要ではないということにつきましては、農林水産大臣の照会のうち、2の1)～6)までであるうちの、1と5と6を除いて、このとおりで結構でございますというふうに回答いたします。

なお、2の5)と6)に関しては、当分の間この委員会で安全性について検討をさせていただくと、再審査・再評価の場合。ということで、よろしいですか。

(「はい」と声あり)

寺田委員長 では、そのようにさせていただきます。ありがとうございました。

では、次の議題に移らせていただきます。議題の2「食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について(厚生労働省からの説明)」でございます。

特定保健用食品につきましては、前回の委員会前日の8月6日付けで、食品健康影響評価の要請を接受した旨を御紹介いたしました。本日は、要請元であります厚生労働省からの説明を聞きたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

厚生労働省の方々、どうもありがとうございました。尾形新開発食品保健対策室長、よろしく願いいたします。

尾形新開発食品保健対策室長 御紹介いただきました、厚生労働省の尾形でございます。本日は、特定保健用食品に関する2つの案件をお諮りいたしております。1つは資料1の

1 ページ目の一番下にあります、4 つの食品についてのリスク評価。もう一つは、照会事項ということで御照会申し上げている事項でございますが、この2 つについてお願いいたします前に、まずそもそも特定保健用食品制度というのがどういうものであるかという御説明を申し上げたいと思います。

資料3 に従いまして、少々お時間をいただきまして簡単に御説明したいと思います。

特定保健用食品と申しますのは、ごくかいつまんで1、2 行で言ってしまいますと、最初に1 ページ目の冒頭に書いてございますように、「個別に国の許可(承認)を受けた上で、特定の目的で健康の保持・増進に役立つ旨を表示することができる食品」ということでございます。すなわちこれは表示の許可の制度でございます。販売・製造に対する承認ということではなく、表示を許可するという制度で、言ってみれば、健康食品の「こういうことにいいですよ」という、その「いいですよ」という部分を許可するという制度でございます。平成3年に制度が創設されまして、現在健康増進法を根拠にした制度ということになっているわけでございます。厚生労働省の方で薬事・食品衛生審議会の方を通じまして、これまで371の品目について許可(承認)を出してきたという実績がございます。年々申請が増加しておりまして、大体最近では年間120～130件ぐらい申請がなされ、60～70件許可しているということでございます。

具体的なイメージを持っていただくために、枠の中に「製品例」というのを入れてございます。例えば、みそ汁で難消化性デキストリンというでんぷん由来の食物繊維を関与成分にいたしましたものがございます。それは、一番最後の許可表示というところにありますように、糖の吸収を穏やかにし、血糖値の気になる方に適していると、言ってみればこういう特定の保健の用途を表示できると。こういう表示をしたい人は、厚生労働省に許可申請をしてくださいという制度でございます。

なお、こういう表示をする場合には、過剰摂取や相互作用などに関しての一定の注意事項の記載義務も課しております。非常に医薬品に似たところがあるわけでございますけれども、これはあくまでも食品についての制度でございます。その辺につきましては、1枚めくっていただきまして、「参考」の3ページでございますけれども、食品と医薬品というのはあくまでも区分されておまして、医薬品以外のものはすべて食品となっているわけでございますが、医薬品である以上は製造承認、あるいは業としての許可を受けなければならないと薬事法で決まっているわけでございます。

医薬品となるかどうかというのは、含有する成分や表示する内容、つまり効能・効果を基に判断されるわけございまして、疾病を治すとか予防するといったことまで書こうと

すれば、それは医薬品になるということでございます。

その下の表にありますように、一番下の医薬品、この部分は疾病の診断、治療、または予防の表示ということでございます、例えば糖尿病の食後血糖値の改善、こういったことまで書こうとすれば、医薬品として製造承認（許可）を受けてくださいということになります。

そして、その医薬品の隣からは食品になるわけですが、特定保健用食品というのはあくまでもこのジャンルに入ってくるところでございまして、そこで認められている表示というのは、血糖の吸収を穏やかにするので、血糖値の気になる方に適していますと、若干持って回ったような言い方ですが、病気には言及できないという制度でございます。

これについて、従来、厚生労働省の方が薬事・食品衛生審議会を通じて審査し許可をしてきたわけでございますけれども、その許可のポイントというのが、1ページ目の点線の枠の中に書いてございます。言ってみれば薬食審における審査のポイントということでございますが、これは食品衛生法上の告示がございまして、その告示上有益な効果を明らかにせい、安全性に問題がないことを確認しなさいということが義務づけられております。

有益な効果、つまり特定の保健の用途ということでございます、血糖値の気になる方に適しているとか、そういったことを、ヒト実験を明らかにせいというのが1点目。

それから、安全性に問題がないということ。これも動物を用いた毒性試験や、過剰摂取した場合の影響の確認等をきちっとデータを出してこいということでございます。

その他、過剰な塩分と栄養学的にも問題とならない。

製品規格への適合性が担保されている。これは、言ってみれば賞味期間との関係でございますけれども、安定性の話。

製品・原料の規格、製造方法、試験検査等の品質管理の方法が定められている。

こういったことを全部許可のポイントとしまして、言ってみれば消費者の方々に万全の準備をした上で提供できるということを確認しているということでございます。

具体的な審査手順のフローが下にございます。ちょっと記述に誤りといいますが、これは6月30日段階でつくった資料でありますので、フローの「現行」と書いてあるのは、7月以降は「従来」というふうに読み換えていただいた方がいいかと思えます。6月30日までは、この左側のやり方で、厚生労働省に申請がありますと、厚生労働省の方で書類を確認した上で、薬事・食品衛生審議会に諮問をし、部会、調査会で議論していただいた上で答申をいただいて、許可を行っていたと。これが「今後」と書いてありますが、「現在以降今後」ということでございますけれども、申請を厚生労働省がいただきますと、書類を

確認した上で、薬事・食品衛生審議会とこの食品安全委員会両方に諮問と申しますか、リスク評価をお願いするわけでございます。

薬事・食品衛生審議会の方におきましては、有効性というものがまだ残っておりますので、有効性を審査していただき、食品安全委員会の方では安全性を評価していただき、それぞれ答申といえますか、御意見をいただくと。その上で最後許可をするという手続に変わるわけでございます。

こういう制度でございますけれども、その安全性について、今般こちらをお願いして評価をしていただくわけでございますけれども、安全性審査の概要につきまして、若干の詳細を6ページ以降を用いまして御説明申し上げたいと思います。

従来、安全性も含めて、有効性と合わせ厚生労働省において、薬事・食品衛生審議会を通じて審議していただけてきたところでございますけれども、ここに書いてございます「保健機能食品制度の創設等に伴う特定保健用食品の取扱い等について」という、平成13年に出した通知に基づきまして、申請者に対していろいろな資料の提出を求めています。この資料の中に、要するに安全性確認に用いる資料というのがたくさんずらずと要求されております。それが下に括弧して「参考」と書いてあるところの(5)以降に書いてある中身でございます、こういった内容の資料を求めている。この要求項目に従いまして出された資料を基に、安全性の審査を薬事・食品衛生審議会においてやってきたということでございます。これも若干記述に誤りがございまして、「審査しているところ」と書いてありますが、これは「審査してきたところ」でございます。

今後は、こういった安全性評価の基準でございますので、薬食審から安全委の方に移るわけでございますので、安全委の方において適宜その基準を御検討いただけるものと理解しております。

しかし、基本的には我が方が今までやってきたものは、ここに書いてあるとおりでございます、in vitroの試験、それから動物実験、こういう基礎実験をやった上で、人間を使ってもちゃんと過剰摂取等における安全性の確認等を行ってくださいと。かなり慎重なデータを求めているところでございます。

以上が特定保健用食品制度の概要でございます。

続きまして、今回リスク評価をお諮りしております4品問題について、具体的な中身を御説明いたします。8、9ページの表に従いまして、御説明申し上げたいと思っております。

「ファイバー食パン 爽快健美」、これは商品名でございます。申請者、日本食品化工

株式会社、関与成分、薬で言えば有効性分でございますけれども、難消化性でんぶん、おなかの調子を整えるという類型のものでございます。食パンでございますけれども、こういった保健の用途を期待しているかと申しますと、「食生活で不足しがちな、食物繊維を手軽にとって便秘がちの方のお通じ改善に役立ちます。お腹の調子を整えたい方に適した食パンです」、ということでございます。

併せて、先ほど申しましたように、摂取上の注意事項を書いております。「食べ過ぎや、体調によってお腹がゆるくなることがあります」と。それから、摂取目安量というのでも併せて書いております。これが基本的なセットでございます、この特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容、ここが許可の対象ということになります。

続きまして「豆鼓エキス つぶタイプ」でございます。豆鼓というのは、中国伝来の昔ながらの食品成分でございます。これが関与成分になっております。申請者、日本サプリメント株式会社。

保健の用途としては、血糖値関係、血糖値を抑制するというところでございますが、錠剤でございます。「本品は、豆鼓エキスを含んでおり、糖の吸収を穏やかにするので、血糖値が気になり始めた方に適した食品です」ということですが、これは若干摂取上の注意事項が幾つかございます。薬食審の方で議論した結果、いろいろこういったことが必要だろうということで書かせていただいております。治療薬ではないということ。それから、糖尿病の治療を受けている人や、その疑いのある人は、糖尿病の薬との併用によって、まれに低血糖になることがあるので、医師など専門家に相談してくださいと。

胃腸の手術を受けたことのある人も、医師等と相談してくださいと。

これは幾ら効くといっても、多量の摂取でよくなるというものではありませんということでございます。

それから、1日当たりの摂取目安量が書いてございます。

次のページでございますけれども、「ヘルシーコレステ」、これは日清オイリオ株式会社が申請者でございます。

関与成分が、植物ステロール。

保健の用途の分野、コレステロール関係ということで、もともとは食用油でございます。「この油は、コレステロールの体内への吸収を抑える植物ステロールを豊富に含んでいるので、血中コレステロールを下げるのが特徴です。コレステロールが気になる方の食生活の改善に役立ちます」、という保健の用途を許可申請の対象にしております。

摂取上の注意事項は、多量摂取によりよくなるというものではありませんということ。

それから、1日の摂取目安量でございます。

次が4品目目でございますが、「エコナマヨネーズタイプ」。

申請者は、花王株式会社。

関与成分は、ジアシルグリセロールというものでございます。

保健の用途の分野でございますか、中性脂肪、よく体脂肪と言ったりしているもののうちの1つですが、中性脂肪関係でございますして、サラダ用の調味料、マヨネーズというと、ちょっとマヨネーズの規格に合わないのので、マヨネーズタイプと言っておるんですが、より広い概念で申しますと、サラダ用調味料という持って回った言い方になります。

「ジアシルグリセロールを主成分としているので、一般のマヨネーズと比較して食後の血中中性脂肪が上昇しにくく、しかも体に脂肪が付きにくいのが特徴です。」ということですので。これも同じように多量摂取についての注意事項がございます。

1日の摂取目安量を書いてあるということでございます。

以上4品目が、今回のお諮り申し上げているものでございますが、この4品目はいずれも既に先ほど御議論にもありましたけれども、6月30日までの間に薬事・食品衛生審議会の方で審議が実質的に終わっておりまして、すべて答申をいただいております。

先ほど安全委の事務局の方から御説明がありましたけれども、補足して申し上げますと、実はなぜこれがまだ許可を出してないかと言いますと、この資料の4ページ目に健康増進法の規定があるんですが、その26条の3項、これは特定保健用食品の根拠条文でございます。1項の方で大臣許可を受けなければならないということが書いてあるんですが、その3項に、大臣はその許可をするに当たって必要な試験を行わせるものとするというのがございます。この研究所というのは、実は国立健康・栄養研究所のことでございますけれども、必要な試験というのは成分分析を指しております。つまり申請されたとおりの成分が、特に関与成分でございますけれども、実際に含まれているかどうかの試験をやらなければならないということなんでございますけれども、この試験がそんな1日、2日でばっと成せるものではありませんで、実はその他いろいろ技術的な問題が時々生じることもありまして、このいただいた4品目は答申後即座に成分分析が終了しなかったということで、7月1日にかかり安全委員会の方に御迷惑をかけることになってしまったということでございます。そこは若干補足でございますが、説明させていただきました。

寺田委員長 ありがとうございます。1つも御迷惑ではないんですけれども、これは研究所で成分の分析は終わったわけですか。

尾形室長 一部は終わっておりまして、全部は終わっておりません。

寺田委員長 わかりました。それは安全性には関係ないという立場ですね。

尾形室長 そうですね。事実が申請どおり確認されれば問題ないという、ネガチェックの世界でございます。

寺田委員長 何か御質問、どうぞ。

中村委員 今回の個別の品目についてではないんですけれども、基礎的な審査手順フローのところの、7月1日以前と以降のところ、申請があって厚労省から薬事・食品衛生審議会の方には、有効性の諮問をします。それから、食品安全委員会の方には、安全性の諮問をします。こういうふうに分かれるということなんですけれども。私、素人だからかもしれませんが、つまり有効性と安全性というのは結構表裏一体というか、かなり関係しているところがあるんじゃないかと思うんです。つまりこれだけの有効性を期待するのであれば、これだけのことをやらなければいけないと。ただし、少し有効性の方を緩和すれば、そんなに期待しないということであれここまで大丈夫だよと、ちょっと関連性があるんじゃないかという気がするんです。

だから、何か分けてしまって、そこは最終的にうまく両方が統合されて評価されるのかどうかというのが、ちょっとわからなかったんですけれども、つまり一緒にやった方が、むしろこういうものはやりやすいんじゃないかという気もしたんですけれども、違うんですか。

尾形室長 本質的な御指摘でありまして、我が方も実は食品安全委員会発足、それから食品安全基本法が成立したときには、この特定保健用食品についてどうしたら実務上うまくいくんだろうかということで悩みました。事務局の方々ともいろいろ相談したんですけれども、こういう処理ではなかろうかと。まさにおっしゃるとおり、安全性と有効性というのは表裏一体的な部分がございます。

例えば、有効性は認められる。その有効性というのは認められればいいというだけではなくて、ある場合には効き過ぎになったりする場合もございますし、有効性を認めるためにはこれだけの成分を入れ込まなければならない。そうすると、今度は安全性に響くとか。かなり相互にやり取りがあるべき話だと思うんですが、少なくともそれを統合して有効性と安全性を議論するような場がないとだめだろうと。

それは、恐らく、管理機関にもなっている薬事・食品衛生審議会の方でやって、とりあえずどうしても2つの機関があるわけですから、もし分けて議論していただくとすれば、食品安全委員会ではリスク評価に特に絞ってやっていただく、ただしその過程では有効性についても議論をいただくと。ですから、そういうことも議論できるように、専門調査会

の方の人選も、いろいろ事務局の方で御検討いただいているやに聞いているんですけども、有効性も踏まえてまずリスク評価をこちらの方でやっていただいた上で、そういうことの可能な人間の方々にやっていただいた上で、今度は薬事・食品衛生審議会の方に移ってきて、有効性ということを中心にしながら安全性も踏まえて、今度はリスク管理も含めた議論をしていただくということで、最終期には一元的な判断が担保できるのかなと思っていますところでございます。

その辺は、実は法令上も工夫しておりまして、先ほどの資料の5ページ目の告示でございますけれども、大変失敬な書き方かもしれないんですが、2つ告示がございます。2つ目の特定保健用食品の安全性及び効果の審査の手続という告示でございますが、中段の第2条の2項、「厚生労働大臣は、前項の申請があったときは、食品安全委員会の意見及び薬事・食品衛生審議会の意見を聞いて審査を行うものとする」と。ここで食品安全委員会の意見についてだけ、「安全性に係るもの」に限ると書いておいて、薬事・食品衛生審議会には特に有効性に限るとは書いてないんですね。だから、両方やるという形にしておりまして、ここで統一を図ろうかなという書き振りにさせていただいているところでございます。

中村委員 何かわかったような、わからないような気がしますけれども、つまり安全性以外のことは、委員会はよけいなことを言うなど、もともとは薬事・食品衛生審議会がとにかくまとめてやるんだということですかね。そこがもう全体としてとにかく総合的に判断をするから、一応参考までと言ったらあれだけれども、その安全性の部分だけ委員会の意見を聞くという感じですかね。

寺田委員長 私もそれを質問しようと思ったんですが、要するに、私の乏しい頭で考えると、要するに、これは食品として扱っているものだから、この委員会にも出さなくてはいけないというのですね、これの本当に効果というのは、疾病に対する効果ではないけれども、疾病のマーカーへの効果ですね。要するに、血圧を下げるとか、太ってるのをやせさせるとか、多分健康にいいだろうというような想定の下のマーカーのことですけれども、限りなく薬に近いところがあります。薬であれば言われたように当然、効果と安全性を一緒のところではやらないといけないというふうに私は思っていたんですが、食品というカテゴリーに入っているわけですから、そうすると、この委員会を通さなくてはいけないというようなそういう話ではないのかなと思います。純粹に理論的に考えたらちょっとおかしいところがあるなという感じがします。

尾形室長 告示を御説明したのはかえって余計だったかなと思うんですが、決して実務

上こうしてほしいということではないんです。これは1つの法令的な整理でございまして、実際には安全性を評価するときに有効性の議論をしないで通るということは不可能だと理解しています。有効性のことも議論できる方を入れて多分、専門調査会の方が発足されると伺っております。

実際には、より安全性の方にシフトを置いたアプローチからこちらでやっていただき、それをいったんやっていただいた上で今度は有効性によりウェートを置いた評価を今度は薬食審でやると、二重にやるということになるんだらうと実は理解しておりまして、決して安全委員会はこのことはやらないでいいという趣旨は我々にはございません。

寺田委員長 要するに、二重手間になるのかとかということ手間の問題ではありません。それから、安全性というよりも、これは国民はそれを買って飲むとか食べるというのは、効果を期待していることですから、効果の方から入って、それが安全性が担保されているのかどうかという話ではないのかと思います。何も効果がなかったら逆にだれも買って食べません。

坂本委員 単純な疑問なんですけれども、こういう特殊栄養食品に添加される成分というのは、かなり栄養素などが含まれてきますね。そうすると、栄養素の場合には、これぐらいで欠乏するよと、だから、所要量の必要量は満たしなさいとか、あるいはそれをどんどん飲んでいって、人は依存性などが高い人などは、これは健康にいいとなるとどんどん飲んでいこうと思うし、サプリメントだとか、こういう種類の食品になると健康にいいと信じ込んだらどんどんそれを飲んでいく可能性がありますね、そのために上限が決められてはいるんですけれども、その上限に行くまでが安全性で見るとか、それともその物質が安全であるというのか、先ほどの有効性と安全性というのは、その量によって決まる場合があります。そこら辺の規制を、私たちの立場としては、その物質は食べても安全ですよということだけなのか、この量まで食べれば安全だよというのか、中には、どれだけ飲んだらどうなるかという、まだ安全性が決まっていない栄養素もあり得ますよね。そういうときに、評価委員会としてはどういう形で安全性を評価すればよろしいのでしょうか。非常に単純なことなんですけれども。

尾形室長 これもまた本質的な御指摘なんですけど、実は、先ほど御説明で非常に早足で通り過ぎてしまったんですが、1ページ目の許可のポイントという点線で囲った中に実は若干のお答えがありまして、許可のポイントの「安全性に問題が認められないこと」と書いてある下の括弧書きに、まず、物としての毒性を確認するという、それから更に過剰摂取、まさに上限の問題ですね。過剰摂取した場合の影響も確認するといったことが、

これまでも薬食審の方で安全性確認ということで意識的に行われてきたということでございます。

詳細は6ページの方を見ていただければより明らかだと思いますけれども、まず、物としての安全性を確認した上で、更にたくさん取った場合大丈夫かということも確認するという、そういう両方やらせていただくという答えでございます。

坂本委員 上限は一応食事摂取基準で決められておりますね、決められていないのもありますけれども、その上限はもう決められているわけですから、それについて評価はどういうふうな視点で見ればよろしいですか。

尾形室長 先生のおっしゃっているのは、栄養所要量が定められている栄養素というビタミン、ミネラルのような。

坂本委員 そういうものが含まれてくる可能性がありますよね。

尾形室長 それは明示的には書いてございません。というのは、特定保健用食品に放り込んである関与成分というのは、非常にバラエティー豊かで、100も200も、いろいろな、こんなのあったたけというのも、今回の4品目もそうでございますが。そんなのばかりでございますので、必ずしも代表的なビタミン、ミネラルであるとは限りません。ですから、あえてそのところは明記していませんけれども、仮にそれがビタミン、ミネラルである場合は、当然栄養所要量を前提にした判断をさせていただいてきております。少なくとも薬食審の方ではそうやってきておりましたし、御懸念のような問題については、実務的にちゃんと対応してきたつもりでございます。

見上委員 今回の4品目に多分関連すると思うんですけれども、別の件を質問したいんです。現在いろいろな食品といわれているものが輸入されていますね。それに対しては、厚生労働省としてどういう対応をなさっているんですか。

尾形室長 実は、説明が長くなってしまうので端折ってしまったんですけれども、実は、許可制度と申しましたけれども、我々承認制というのを取っているんです。実は、この承認というのは、国外で販売されるものについて承認という言葉を使っています。というのは、国外のものは、健康増進法は属地法ですので、我々が規制をかけておいてそれを解除するという許可の概念がなじみませんので承認という言い方をしているんですが、国外で、例えば、こういう新しい機能性食品が売り出されたと、それについて日本でも、日本の特保のマークも付けたいというような方があったら申請いただく、そうすると、我々が審査して承認する、こういう国外の製品についても承認という制度があって、その承認を受けた制度が日本に輸入されるときはフリーパスで入ってくるという形になっております。

ですから、もし、国外の業者さんが、日本に特保をもらった上で、それを日本に輸出したいと思ったらこの承認制度を御利用いただければありがたいという形になるわけでございます。

見上委員 御説明はわかったんですけども、何か日本の企業に対して、厳しい規制をやりながら、もう一方に対して何か抜けていて、どんどん危険なものが入ってくる可能性というのはないんですか。特に、薬品とこの特定保健用食品とは違うというのは十分わかってきているんですけども、薬として承認を得るのは大変だと外国の人や日本の輸入業者は皆わかっているんで、特にどんどん日本に洪水のごとく食品を送り込んでくる某という国があったと仮定しますね。そうしたら、日本人の健康を守るために、どこまで国としてそれぞれのチェックをやり続けられるのかなとときどき考えるんです。こういうものはあくまでも個人の責任においてやらなければいけないと、いつか考え方を変えない限り、日本のメーカーなり日本の会社等が大変な思いをして承認を得ているのに対して、外国からどんどん安いものが入って食の安全が守れなくなると困ると思いついたわけですね。その辺をどうやって分けてお考えになっているのかなと思っております。

尾形室長 特定保健用食品の議論をするときに非常にわかりにくい部分があるのは、有効性と安全性を両方審査している二面性を持っているからだと思うんですが、基本的にはこの制度が許可制になっているゆえんは、有効性の部分でございます。ですから、直接、効くか効かないかというその部分についての判断は確かに許可性という厳しい承認にかからしめられている面はございますけれども、しかし、それにしても、表示の許可でありまして、物として能書きさえ書かなければ、物としては、食品の世界でございますので、ここは医薬品と決定的に違うんですけども、融通無碍に入ってきます。

そういう物として融通無碍に入ってくる部分は、これは国内であれば食品衛生法で自治体がきちっと監視の網を張っているわけでございますし、国外から入ってくるものについては、輸入ということで検疫所が水際監視をしているということでございます。

更に、今回食品衛生法の規制を強化いたしまして、特に健康食品については、危いものは暫定的に流通を停止できるという措置も盛り込んだりする、こういうような別個の措置を我々は体系として講じている。この特定保健用食品というのは、消費者に国がマークをつけてお墨つきを出して売るわけですから。そういう表示をする上では有効性だけではなくてやはり安全性もちゃんと確認しなければまずいだろうということで特に手厚くやっているということなんでございますが、基本は有効性の話でございますので、ちょっと体系がずれているということでございます。

見上委員 わかりました。そうしたら、許可表示というのは、例えば、輸入したものに對しても表示をチェックしているんですか。

尾形室長 表示のチェックです。

見上委員 表示のチェックはだれがやっているんですか。

尾形室長 それは基本的に、医薬品にまたがるような部分も含めてのチェックになりますので、薬事行政と食品行政が共同してやっているというのが建前的なお答えでございます。ただ、薬事の方はそういう無許可、無承認の医薬品が出回っているかどうかということについての監視が行き届いているんですけれども、それなりに実績を上げているんですが、食品の世界ではやや後手に回って、その部分が言ってみれば今まで野放しだったではないかということもありまして、今回、実は、食品衛生規制の強化の中で、健康増進法を改正いたしまして、虚偽誇大広告を健康食品については禁止するというのをやりまして、これを今後、自治体の、大体、栄養行政主管課になると思うんですが、そういうところに監視指導をお願いしていこうというふうに考えているところでございます。

見上委員 どうもありがとうございました。

寺田委員長 要するに、特保の問題と、それからいっぱい入ってくるいわゆる健康食品、外国のものもやせ薬とか多いでしょうけれども、やせる食品だとか、そういうようなものと2つの立場があって、今のが特保ですけれども、ほかのいわゆる健康食品に関しても監視の目を管理機関としてきちっとやっていこうと、そういうことですね。私らもできるだけ目を光らせて安全性に関しての評価をしないではいけないと、そういうことになるでしょうね。よろしゅうございますか。

尾形室長 それで、委員長、説明がまだ残っているのが1件ございまして、10ページ目の照会事項について簡単に御説明させていただいてもよろしいでしょうか。

寺田委員長 はい。

尾形室長 こちらでございますが、同じく8月5日付で委員長あてに大臣から御照会申し上げている件でございます。そのページの①、②、③と書いてございますけれども、このような場合には、必ずしもリスク評価を行うことが必要ではないのではないだろうかとか、むしろ明らかにこういう場合は必要ではないのではないだろうかということで、あらかじめお諮りしたいということでございます。

具体的に申しますと、既にもう、特定保健用食品というのは371許可がございますが、似たようなものも次から次へと出てくるわけでございます。医薬品の世界で言うOEMのようなものが、実は、この371のうちのかなりの部分を占めている。現に、新たに出てき

ている新規申請でも、そういうものが相当数を占めている、言ってみれば、いろいろな最近の産業界の動向を踏まえて、企業合併であるとか、営業権の譲渡であるとか、それから販売提携であるとかいろいろなことがあります、A社が今まで製造販売していたものを販売だけB社に委託するとか、A社がB社に吸収されてB社の一部門になったから、商品名は同じなんだけれども、申請者が変わるとか、Aという名前で売っていたけれども、何か売れ行きがよくないので、健康という言葉をつけて健康Bにしたとか、そういうものも一応法律的に言いますと同一性が失われてしまいますので、実質は全く同じものなんです、改めて申請をいただき許可をするという仕組みが必要になります。こういったものまで安全委員会をわざわざさせる必要はないのではなかろうかと思って、実は、薬食審の方も、こういった部分は御審議をいただかないという段取りになっております。

それからもう一つは、全く同じかと言われるとそうではないんだけれども、ほとんど一緒というものがございます。例えば、香料とか色を変えて何とかガム、これは虫歯になりにくいというのが出ていたとする、それに桃の味を付ける、そして新しい商品として桃味といって売り出す、あるいはイチゴ味で売り出す。そういうものも添加物として香料が付け加わるので、物としては同一性があるとは言えなくなっちゃうわけです。しかし、その有効性とか安全性という目で見ると何の問題もない、こういったものもかなり多数ございます。いわゆるゾロと言われているもののうちの1つの類型だと思えます。

それから、こういったもの、単なる添加物の問題ではないんですが、ヨーグルトというのは特保で非常にたくさんございますが、普通、ヨーグルトというのはさじでしゃくって食べる、準固形のものでございます。あれは凝固剤を使っているからああなるんだそうでございますが、しゃくって食べる余裕がないような人は飲んじやいと、そうすると、飲むヨーグルトを開発するという企業の経営戦略になるわけです。

そうすると、凝固剤を除いて飲むヨーグルトにする、ですから、凝固剤を除いているので、同一ではないんですけども、中身はほとんど一緒で、飲む量も一日当たりの摂取量も全く一緒と、こういうようなものもかなりたくさんございます。371というのは、そういう意味で水増しでございます、OEMとかゾロ的なものがかなりの部分占めていて、新規申請もそういうものがかなりある。120、130を全部食品安全委員会にお諮りするというのも大変でございますし、我が方も本当にそれでいいんだろうかという気持ちがあるものですから、こういったものは有効性、安全性がいったん、最初の品目、新規に出てきた最初の品目が確認されていると、審査がきちっとしているということをもって、もう省かせていただくということはどうだろうかということでお諮りしているところでございま

す。

寺田委員長 いかがでしょうか。

見上委員 今、御説明いただいたことに対して、私の個人的な意見としては、そういう同じことを何遍も何遍も繰り返してやる必要がないと思います。説明者のおっしゃるとおりだと思います。

寺田委員長 ほかにございますか。特に2番のところの下の方で、安全性は既に評価を受けている添加物であるという条件が付きます。

それでは、これはいいとは思えます。今日言われたいろいろな個々のファイバー食パンから始まりまして、これに関しましての議論は、次のときにここでやるということにいたしまして、そのときに、今言われたこと、これで結構だと思いますけれども、一応そのときまで結論を、何かひょっとして気がつかないことがあるかも知れませんので、ここでは審査する必要がないだろうと、全くそのとおりだと思いますけれども、結論はまだ待ってください。

ほかに何かありますか。よろしゅうございますかね。

ありがとうございました。本当に御丁寧な答弁でいろいろと。それから、こういういわゆる機能食品だとかいうのと、これから成人病とかに対しても非常に大事になる可能性がありますし、どういうふうに評価をやっていくかということと、それから、危険の可能性のある、いわゆるわけのわからにくい健康食品というものを、ここの委員会でもいろいろ考えていかないといけない空気が出てくるかも知れませんね。特に、日本人はやはり漢方薬という世界が別にありますし、飲んだら体にいいとか、そういうものもありますからかなり大きなことですし、しかし、健康にとっては予防というところで大変大事な分野だと思いますので、今後ともよろしく願います。ありがとうございました。

それでは、続きまして、議事次第の3の「リスクコミュニケーションにいて」に移りたいと思います。

本件につきましては、前回の委員会における議論の論点整理を事務局の方で行っていますので、まず、事務局の方から、この報告をお願いいたします。

どうもありがとうございました。

(尾形室長退室)

西郷リスクコミュニケーション官 それでは資料4をごらんいただきたいと思います。

資料4の1枚目に論点整理ということでまとめさせていただきましてが、まず2ページ以降、参考といたしまして、前回、6回目の委員会におきまして、御議論いただいたこと、

リスクコミュニケーションに関して御議論いただいたことの概要をまとめてございますので、これをざっと御説明してから論点整理に入りたいと思います。

まず最初に、前回は、中村委員からメモを提出いただいて御説明をいただきました。その中身はリスクコミュニケーションというのが、リスク分析の大事な一要素であって非常に重要であるという位置づけだとか、あるいは、食の安全に関係する者全員が問題対策について理解を深めることが目的だろうと、これによってリスクを少なくする要因になるかもしれないという期待があるということでございます。

それから、その立場に立ちまして進める留意すべき点として、消費者と科学者、専門家との間に認知ギャップが非常に多い、これは発がん性の問題についての例示で、消費者の方々は化学物質、農薬とか危いということを非常に感じていらっしゃるって、専門家の方々になると、たばこか普通の食品の方が危いと考えていらっしゃるって、そういった認知ギャップの例がございました。

それから、消費者の方の心理として、一度問題が生じるともうなかなか短時間では信頼が回復しないということがBSEの例で御説明がございました。

それから、リスクコミュニケーションを進める上での課題として、実際何か起こった場合、危機に対してきちんと対応できるようなマニュアルをつくっておく必要があるとか、それから、とにかくリスク評価をやっている段階でも関係者へのわかりやすいメッセージが必要だとか、その際、非常にリスクの管理者との緊密な情報交換が必要である点。情報公開というのは、ホームページに載せておけばそれでよいとすることではなくて、いろいろ御意見をいただいた場合については、できるだけ個別に意見を返すといったことでもって綿密に行っていく必要がある。それから、意見の調整役の育成が重要だとか、あるいは窓口が必要だということととか、それから、関係行政機関、研究機関の協議会、コンソシアム、米国の例で御説明がございましたが、そういったものが必要だと。

それから、食育を進める中でのリスクコミュニケーションといった位置づけの検討が必要であろうと。

メディアに対してはすべて情報公開が原則であると、ただし、いつも役所で情報公開するということ、対策がまとまってからということが多いんだけど、そうではなくて、まとまってないうちに現状報告的な公開が必要だということ、いろいろなメディアの種類があるわけでございますけれども、その種々の方々と意見交換をいつもしておきなさいというふうなことがございました。

結局、いろいろな関係者が、食のリスクを意識していくということがコミュニケーション

ンの役割ではないかというプレゼンテーションがございました。

事務局よりは、リスクコミュニケーションについての最近の用例を御紹介いたしまして、広めに取りますと、リスク分析の全過程において、リスクの評価、管理、消費、事業者、学界の方々、その他、すべての関心を有する者の相互間での双方向での情報、意見の交換といったようなことがイメージとして挙がるのではないかとということでございます。

以降、3番といたしまして、主な意見、出された意見をそのまま挙げてございますが、大きく4つに分けてまとめさせていただいております。

1つは、先ほどもございました認知ギャップの存在でございまして、役所の言うことに信頼が置かれていないとか、それから、途中経過の正しい情報の提供が必要だとかといったことでもってやっていかないとなかなかうまく行かないということ。

それから、食の安全に関する情報というと、もう国民一般は基本的にマスメディアに大きく依存しているということでもあります。これも科学者から直接話しても難しくてわからないとか、そういったこともあるのではないかとかということでございまして、諸外国の例で、いわゆる専門家が積極的にいろいろな情報を出していくというふうな御紹介もございましたが、よきにつけあしきにつけ日本の場合はマスメディアへの依存が大きいというふうな御意見。

それから3つ目といたしまして、食品の安全性確保におけるリスクコミュニケーションを進める際の留意点ということで、リスク評価を始めるときからコミュニケーションはスタートさせなければいけないということとか、食品安全委員会はリスク評価機関でございませけれども、時には、リスク管理に踏み込んでいろいろな物を申していかなければいかぬだろうと。

それから風評被害についての注意が必要とかでございます。

それからもう一つ、リスクコミュニケーションを始めるといふか、やり方につきまして、どういう場合になったら始めるかという基準、あるいはどのように行うというガイドラインといったものが必要ではないかという御意見がございました。

最後に、行政への信頼の回復といったところでは、信用しろしろと言ってもそれはだめなんで、地道にやっていくしかないということだとか、あるいは委員会自ら、信頼感を高めていくための活動をしていくとかいうことだとか、各機関綿密な連携が必要とか、あるいはリスク評価と管理を分離した結果、また、縦割ができるようではいけないというふうなことがございました。

それで、1枚目に戻っていただきたいんでございますけれども、前回の議論の論点整理

といたしましては、一応、今あった4つの論点ということで、1つは大きな認知ギャップの存在をどう埋めていくかといったことです。わかりやすい説明が必要であるとか、中途の報告の重要性、それから、次は、国民の食の安全に関するマスメディアへ依存されているわけですが、それにどう対応するかということでございます。それは、マスメディアに対してもっとわかりやすい言葉で説明することも必要でございましょうし、あるいはもっと行政自らわかりやすい言葉を用いていくということも必要だと、あるいはもうちょっと国民がメディアから得た情報をどういうふうに分析するかとか、あるいは科学の言葉そのものについての理解を深めていただくような手だてが必要なのではないかということとか、3つ目は、リスクコミュニケーションを進める上での留意点ということで、施策検討をリスク評価の最初からやっていかなければいけないとか、風評被害が実際に起きているわけですので、これをなるべく最小にする手だてを研究する必要があるとか、あるいは先ほど申し上げたようなリスク評価を始めるための基準、ガイドラインの問題が必要ではないかということでございます。

それから、行政の信頼回復について、これは地道にいろいろなことをやっていくということと、関係機関の連携が必要ということと、委員会独自の情報収集、整理、提供システムが必要ではないかという御意見があったというふうに整理させていただきました。

御説明は以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。御意見をいただきたいんですけれども、この前も言いましたように、ここで自由に大変大事なリスクコミュニケーションに関して御意見をいただいて、次のときぐらいにはまとめて、それはリスクコミュニケーションの専門委員会ができますから、そこの委員の先生方に1つの参考の意見として出す、それと同時に、話しているうちにこの委員会の中のコミュニケーションをきちっとある程度持っていくということで、自由に御意見おっしゃってください。

中村委員、どういうふうに考えていらっしゃいますか。

中村委員 ちょっと言葉で、わかりやすい言葉でいかなければいかぬのですが、そのまとめのところの国民のメディア・リテラシーとか、科学リテラシーというのは、これは余りわかりやすすくない感じがしますけれども。どういうあれですか、理解度、理解力ですか。

西郷リスクコミュニケーション官 おっしゃるとおりでございまして、大変失礼いたしました。要するに、理解とかあるいはやってきた情報をきちんと分析して理解する能力と申しますか、理解度、理解力ということだと思えます。

中村委員 それは言葉の問題であれですけれども、要するに、ここに非常に丁寧にまと

めていただいているわけですが、幾つか大事なポイントはあると思うんですが、例えば、よく最近、風評被害ということと言われるんですけども、私は、何か騒ぎが起きたときに、すぐ風評被害であるというふうに、極めて抽象的に片づけるということは私はやはり反対で、それは非常に避けなければいけないことだと思うんです。特に、被害を受けている立場が、例えば、食品企業であるとか、あるいは農業生産者であるとか、そういうときに、これは風評被害なんだというふうに片づけてしまう、そういう言い方というのは反対なんです。

ただ、一方、この間、食品研修会でお話しをしたときに、1つ感じたのは、確かに、事実を伝えていても、それをよりアピール度を高めるためのテクニックというか、演出上のやり方というのは、これはいろいろな映像とか活字を通してやはり見られることであって、その部分とそれは演出上の問題と、それから、前も演出の域を越えているというようなところの境界線というか、そういうものをどういうふうに考えていくかということもまた一方では大事なのではないかと、そこが、ちょっとアピール度を余りにも高めようとすることによって、当事者が、これは風評被害だと、そういうふうに言いがちな、そういう空気をつくり出してしまうということは警戒をしなければいけないかなというふうに、この部分では感じています。

寺田委員長 その風評被害というのは大変大事な、いろいろなことを公開制をやってリスクコミュニケーションをしようとか、同時に物事を国民に開示しながら物事をやっていくという上には、非常にこわいという感じが正直なことを言ってあるんです。それは、今言われたことで、マスメディア側の方はマスメディア側の立場があるでしょうけれども、できるだけどういうふうに風評被害を避けていったらいいのかという、それは全体がこのリスクコミュニケーションのところの、これから非常に大事なことになっていくと思います。

1つは、これは相当前からある程度想像がつくことばかりですから、普通のリスクコミュニケーションとクライシス・マネジメントのときのクライシスが起きたときのリスクコミュニケーションがあります。クライシスで食べ物で起きることといたら、ある程度予測されるようなことが、予測されないものだと言いながら、実はあると思うんですね。よく言っているように感染症関係か何か特別な、とんでもない汚染物質が入ってきたとか、そういう2つ3つぐらいのことのシミュレーションをきちっとしておくことが、クライシス・マネジメントのときですけれども、それがいざというときに、それから、こういうマネジメントをしますよという、マニュアルをつくるといいますけれども、そのマニユア

ルをつくる場所も開示して、これでどうですかどうですかということを、それこそ国民あるいは消費者の人と、そこまで一緒にやっていっておいた方がいいような気がします。いかがですか。ちょっと面倒くさいですけども、こちらが、マニュアルをつかって内部で持ってあって、いざというときにぱっとやるというのは、それはいいですけども、やはりそのマニュアルをつくるプロセス自身を、オープンでいろいろな御意見をいただいてやっていくという必要があるのではないかというふうに思っています。

中村委員 それは、この間もちょっと申し上げたんですけども、マニュアルをつくることについては必要ですけども、それも公開すると、手持ちでじっと持っているのではなくて。という方がいいと思います。

寺田委員長 どうぞ。

坂本委員 私のリスクコミュニケーションということに対する意見が勘違いがあったり、ほかの人との間にちょっと差があるんじゃないかと思っているんですが、ここにこの前のときの論点整理で4点挙げてありまして、私が申し上げたいことは、2番目の「国民の食の安全に関する情報のマスメディアへの依存にどう対応するか」というふうに書かれていますが、2ページにコミュニケーションを進める上での課題というところがあって、これで見ると、マスメディアでいろんな情報を得る人が69%いるということから、こういうマスメディアへの依存をどう対応するかが表に出たのかなと思いますが、ベースにあることは食品に対する安全をどう国民の人が理解してくれるかという、1つのアプローチも要るんじゃないかと思うんです。

2ページの(4)の⑤が「消費者のための窓口を設けること」という項目がありますが、その7番目に「食育を進める中でのリスクコミュニケーションの位置づけの検討が必要」という言葉もあって、ここら辺がいわゆる国民に対するこういったものの理解を求めるネットワークで、これが非常に大事なところではないかと思うわけです。69%は確かにメディアに依存しているけれども、食の安全に関する情報をもう少し国民に知らせるためには、どういう方法があるかというのももう一つここにに入れていただきたいと思います。

具体的に⑦は、食育を進める中でのリスクコミュニケーションの位置づけの検討というのは、もし私の誤解でなければ、農林水産省が出されている食育というのが2つの視点を持っておりまして、1つが2000年に出た食生活指針の普及啓発というのが非常に大きかったんですが、翌年にBSEが出てきたために、これにぼんと食品の安全が取って代わるように大きな位置づけになっているんです。

しかし、今でも柱には2つが入ってありまして、食品の安全・安心もその食育の中に入っ

ております。これについては、農林水産省と厚生労働省と文部科学省の3省が共同の提唱しておられます。先生御存じでしょうか。

そういうふうに、3省が合同で提唱しておられるシステムというのが、コアになるものが1つあるんです。したがって、そういうものを何とか進めながら、食育というシステムで国民に伝えていくという方法が考えられないのかと思いました。

そういうことを、1枚目の2のところにメディア依存をどうするかというだけではなくて、どうやって国民に普及啓発するかというのを大きく入れていただければと思います。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

1つ、いわゆるリスクコミュニケーション、デフィニションのようなところから入るかもわからないですけれども、今、言われたような広い意味でのリスクコミュニケーションが本来一番大事なところで、しかしマスメディアがどれだけ影響あるかというのは、中村先生なんか調査されたんだと思いますけれども、60%か70%というのは、クライシスが起きた直後で、またちょっと経つとだんだんそれが薄れていくんですね。ですから、どう言うのか、クライシスコミュニケーションですか、リスクコミュニケーションの中で大事件が起きたと、余り食べ物の場合で起きることというのは、今言ったように想像できることは限られた代表例ですけれども、そういう場合にどういう対処をするかというのと、それをちゃんと冷静に判断できて、しかもきちっとした対処がみんながやれるというのは、平生の食育ということでは特に大事だと思います。そのような条件の下でのリスクコミュニケーション、一番大事なところはそこだと思います。

済みません。私ばかり言ってしまうて。本間委員、どうぞ。

本間委員 先ほど委員長がおっしゃるように、急なものが出てきたときの対処というのに関心があります。やはりおっしゃるように、マニュアルという言葉はいけないでしょうけれども、それを我々はシミュレーションとして幾つか事例で、練習問題じゃないけれども、そういうものをざっくばらんにお話してみるのはいいことだと思います。

こういうふうな伝えるということが、それは結局は受け手というか、いわゆる国民という多くの人たちがどのレベルにいるかによって、我々の伝える方法は本来違うんでしょうけれども、私が食品安全委員会に寄せられた多くの意見を読んでいったときに、私が面白いと思ったのは、やはりタイムリーであるということが大事だけれども、それだけではなくて、やはりマスコミに圧倒されない、ある程度の量も持たなければいけないと。要するに、絞切り型のものを繰り返し言っていたんでは、どうも納得しないだろうということで、この辺の対応の仕方を我々がどんな幾つかのケースを持ち得るかという、そういう単に言

葉尻を変えた説明の変更だけではなくて、1つのことを物理的な見地からも説明できるとか、生物的な見地からも説明できるとか、幾つかの多面的な説明をしようとする。だから、それが経過措置であってもいいんじゃないかと思うんです。そういう仕組みを今から考えておくということは、そのときになって右往左往するんじゃないかと、仮に学会にお願いしようとか、こういうふうな研究機関にお願いしようとか、やはりそれを今から心がけておくということは必要ではないかと思っております。

寺田委員長 私も全く同じ意見でして、そのときにこの委員会の性格は評価をすることであると、ただクライシスの場合はほとんどマネジメントになりますね。だから、多分行政機関の、いわゆる厚生労働省、農林水産省、あるいは場合によっては環境省とかが全面に出る場合があるかもしれませんが、私たちはできるだけそういうところをコーディネートしてやっていくと。ですけれども、言葉尻をこれが評価機関であるからといって、管理の部分は実際に出ないというのは、非常に国民の期待に反することだと思うんです。だから、実際にやるのはそうかもしれないけれども、そういうところのコーディネーションとか。

それから、唯一文章の中で出ているのは、緊急時においては直接独立法人、あるいは国立の研究機関に関して調査を依頼することができるというようなことが、救急時のあれではあるんですが、あとは調整機関としてここが働くということなんですけれども、多分そういうときにいろんなことで窓口がある程度一本化したり、ここが一本の窓口になるというわけではないですけれども、そういうことをここもいざというときにはできるという体制をつくるためにも、今、言われたような準備が、いろんな場合でシミュレーションをする必要があると本当に思っております。

本間委員 先ほどの厚生労働省の方の説明ではないけれども、ああいうことが非常なときに起こってしまうということは大ありですね。ですから、我々は確かに評価機関ではあるんだけど、そうなったときにそういうことに踏み込むというか、主体性を発揮するかどうかということも、やはり今のうちに遠慮のない部分は言っておかなければいけないんじゃないかと思えます。

寺田委員長 そうですね。それから、事務レベルで省庁とリスクコミュニケーションなんかに関しての討議をやっておられるという話なんですけれども、それも本委員会として聞きたい。

それから、要するに窓口がどこがあって、だれが何をどうしてというようなことを、ある程度コンセンサスを前もってやっておかないと、こういう食の安全に関しての機関が今

までより1つ増えたわけですから、逆に言うと混乱を起こす可能性があると思うんです。やはりそういうところもちゃんとやっておかないといけないと思っております。皆さん委員の先生方は同じ御意見だと思います。

どうぞ。

寺尾委員 あるいは、既に先生方のお話の中に入っているのかもしれませんが、どういう手段でもって伝えるのが一番いいか、そこが大事だと思うんです。先生のあれだと、マスコミじゃなくてテレビが六十何%というのが、あれひとつ文章を読まないという。

中村委員 いや新聞、テレビを合わせてです。

寺尾委員 合わせてですか、失礼しました。というのは、全然別のことなんですけれども、放射線のはかり方についてのホームページをつくらうということ、放射線の測定法なんかを教えている大学の先生なんかと今までやってきているんですけれども、大学の先生に言わせると今の学生は文章なんか読まないというんです。文章なんか読まなくて、ではどのぐらいの文章だったら読んでくれますかと聞きましたら、多分3行か4行だろうというんです。ですから、この手段というものが非常に重要になってきますので、そのところをよく考える必要があるんじゃないかと思えます。

寺田委員長 そうですね。だから、今度は全体のリスクのコミュニケーション、食品に関する安全性とか、リスクに関するコミュニケーションに関しては、どういう手段を使うかよく考える必要がありますね。

それから、クライシスのときも同じことなんですけれども、そっち側はかなりマニュアル化して、こうこうということ伝えるのは、こっちが後ろへ下がろうと思ってもいっぱい求めてくるはずですから、そういうときの立場で、特に省庁間の連携が大事だと思います。コミュニケーション、これもいろんなところで書いてあるんですけれども、このクライシスの方ですけれども、普通のリスクコミュニケーションはいろんな立場である程度いろんなあれがあったらいいけれども、24時間、48時間でいろんなことを決定する場合には窓口一本と、それで同じようなメッセージが出ないと何言っているのかわからないということになりますから、そういうことも含めてやる必要があるんでしょうね。

だから、こういうことは本当に、それこそマニュアルではないですけれども、食べ物に関するインフォームドコンセントのマニュアルをエマージェンシーのときにつくって、みんなこういうことでいいんだと。それでも、ほかのところではいろんなことが起きると思いますけれども、そういうものがない場合は大変ですから、今までそういう状態がかなりあったようにお見受けしますし、なかなかつくるのは難しいと思いますけれども、や

るのが1つの手かなと。何か御意見ございますか。平常時におけるリスクコミュニケーションという話でやっていただければいいんですけども、御意見ございますでしょうか。どうぞ。

小泉委員 国民への正しい伝え方というのがものすごく大事で、特にマスメディアが6割から7割関与しているということになると、メディアの方の書き方とか伝え方は大切だと思うんです。例えば、新聞にしても、テレビにしても、何ppmといたらだれも見ないけれども、何とかの何十倍とか、そういう書き方で、しかも一般国民はそこにもものすごく注目してしまうということが非常にあるんじゃないかと。

例えば、電車に乗ってまして、つってある広告を見て、ああすごいな、雑誌買ってみようかと、買ってみたら大したこと何も書いてない場合が多いので、そういったメディアの方々も少し国民にある程度正しい伝え方というか、何も面白くないというのは語弊があるかもしれませんが、ある程度科学的なものも勘案しながら、国民にわかりやすく丁寧に教えてあげていただきたいと思います。

寺田委員長 確かに、メディアの方もそうですけれども、私たちも含めてなかなか学者とか、そういうことを専門にやっている方がわかりやすい言葉でしゃべってないところがあるんですね。

それから、そういう技術が学者になると細かいことにこだわってしまって、そのことばかりうにゃうにゃいってしまって、結局何なんだというところもあるので、そういうところもやはり現場で日々一生懸命研究をやっておられる方とか、そういうのは別にして、各領域の指導的な立場の人とか、できるだけわかりやすい言葉でコミュニケーションをすることが大切であると思います。

本間委員 こういう例って、私が事前アメリカの大学へ行ったときに、アメリカの大学の先生が書いた教科書は日本でもよく売れるんですね。翻訳されて、わかりやすいと。日本の先生が書いたのは、何となく、立派なことは書いてあるんだけど、どうも余り人気ないと、これは多くの方々は認めていることだと思うんです。

聞いてみたら、やはり学校の先生が書いたのを、もう一つ別の立場で書き直すといったら変だけれども、きちっとわかりやすいレベル、目線に合わせて編集というか、そういう職業があるんです。ですから、我々は基本的には正確な言葉で表現するのは当然だと思うんです。だけど、それをメディアに載る過程で、やはりそこを上手にわかりやすい書き方にするという、表現方法にする。これはかえって我々が無理に突っ張る必要はなくて、そういうふうなお力を借りてしまうということもいいんじゃないかと思うんですが。どう

でしょうか。

中村委員 言ってみればライトしてもらわね。それは大変いいと思いますが、大体学者の方がそれを見て文句を言うんじゃないですか。

寺田委員長 例えば、パンフレットとか、情報を流すには、やはりそういう専門家の方が圧倒的にいいですね。例えば、ごく簡単なことでも広告会社のところをお願いしたら、私たちが信じ難いくらいにうまいことやっているなという感じがしました。科学の場合、余り細かいことにどうしても学者は入り込んでしまうんです。やはり自分の専門のところだけになって、ほかのところはだめだと、意味がないという傾向になります。その御意見はいいかもしれないですね。わかりやすいというのは本当に大事で、それが結局新聞とかテレビへの信頼ということにある程度出てくることもあるんですね。委員会としてもわかりやすく説明することが必要です。

ほかに何かございますか。こういうことを次のときにまとめていただいて、それを専門委員会の先生方のたたき台ということではなくて、参考にして、こういう意見が出ていましたよとお渡しする。いろんな御意見をいただきましたけれども、まだまだ大事なポイントとか、それよりも具体的にどうするのかということをいろいろやらなければいけませんし、それは専門委員会だけではなくて、ここでできるだけ早くクライシスマネジメントのときの対処をどういうふうにするのかということ、早くシミュレーションしてつくる必要があると思います。よろしく願いいたします。

ほかに何かございますか。ございませんか。

それでは、時間がもう2時間近くになっておりますので、事務局の方から何かございませんか。

それでは、本日のこの委員会、議事はすべて済みまし、委員の方もほかにはないようでございますので、これで第7回の食品安全委員会を閉会といたします。次回の委員会につきましては、8月28日、木曜日、来週ですね。2時からではございませんで、都合によりまして1時から開催いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、どうもありがとうございました。